

○大洲市業務委託契約約款 新旧対照表（令和5年4月1日）

新	旧
<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p><b>第46条</b></p> <p>(1)～(9)省略</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）、その支店<u>又は</u> 常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等と認められるとき。</p> <p><u>ロ</u> 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> <u>役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ～ト 省略</p>	<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p><b>第46条</b></p> <p>(1)～(9)省略</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者 _____ を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）<u>又はその支店若しくは</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者</u> _____ をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等と認められるとき。</p> <p><u>ロ</u> <u>暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ</u> 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなど<u>した</u> _____ と認められるとき。</p> <p><u>三</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ～ト 省略</p>